

大阪府住宅まちづくり審議会第4回居住安定確保計画推進部会 議事録

日時：令和3年7月26日／13：00～

場所：WEB会議併用（事務局：大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室8）

1. 開会

2. 議題

高齢者向けに住宅の供給目標の変更案について

○事務局より資料説明

（部会長）

はい、ありがとうございます。

ただいま説明いただいた通り、サ高住については数の確保が進んできているので、質をめざして観測指標に留めるという事務局のご説明でした。

ただいまの方向性についてご意見等ございましたら、ご指摘いただけたらと思います。いかがでしょうか。

（専門委員）

内容については、質に重点を変更するというのはとてもいいことだと思います。

ただ一点、この「供給目標」という用語は新規の供給目標と思われがちです。指標の性格からすると、ストック数の目標だと思いますが、例えばサービス付き高齢者向け住宅が10年経過したり、高齢者向け優良賃貸住宅が20年経過したりすることによって、ストック数が変化（減少）してくる可能性があること。それが有料老人ホームの方に移行していれば、合計の数は変わらないけども、そうならなければ、新規供給でカバーしなければならないため、「供給目標」の定義として、フロー（の合計）なのかストックなのかを確認したいと思いました。

（部会長）

ありがとうございます。これはストックだと思いますが事務局の方でご説明いただけますでしょうか。

（事務局）

はい。ありがとうございます。おっしゃっていただいたように100,000戸目標と元々として、今後観測指標にしたらどうかという数字につきましては、既存の住宅も含むということでもストックの形になります。おっしゃっていただいたようにサービス付き高齢者向け住宅

が10年間の管理期間が終了した後、基本的には有料老人ホームに移行するのかなと考えているのですけれども、そういった形で基本的になくなっていったものはマイナスの方でカウントすることになると思います。各年度末時点ごとのストック数をカウントするということで考えております。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(専門委員)

まず、ご提案いただいた内容に関しましては特に異議はない。けども4%を目標とするという中で今平均4%になっているということは、もう4%を超えている市町村が出てきていることを意味しているのかなと思います。グラフなどを見せていただいても5%ぐらいの市町村などもございます。逆に数が少ない市町村がこれから伸ばしていったときに、全体的に4%をどんどん上回っていくという形になるかと思うのですけども、逆にもうすでに4%を超えている市町村に対してどのように適正化していくのかを次にお考えいただく必要があるのではないかなと思います。

そういう意味で新規をどんどん増やしていただくだけではなくていかに数を現状より抑えていかなきゃいけない。そういうふうな段階にどのように施策が打てるかっていうことが次の課題というふうに思っております。そちらの方を今日は提起といいますか、ちょっとご指摘させていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。この点はいかがでしょう。

府としては、こうした数字を示すことで当該自治体に問題提起していく考えもあると思います。

(事務局)

はい、事務局でございます。

おっしゃっていただいたように、今後市町村ごとにどういった住宅をどの程度供給するかということをもろもろ検討する必要があると思います。

サービス付き高齢者向け住宅だけではなくて、他にもセーフティネット住宅も含めたり、公的賃貸住宅も含めたりした中で、市ごとにどういった住宅をどのように供給するか居住支援体制も含めて、どのように進めていくかということを検討していく必要があると思っております。そういった取り組みの打ち合わせの場、協議の場として、各市町村と大阪府の協議の場を進めていくことを今年度スタートしていきたいと考えております。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。他、特にご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、方向としてはもう一定の数を供給できているので、量から質に大きく舵を切り、観測指標として使いながら、府と自治体との調整、連携を図っていただけたらと思います。皆さんよろしいでしょうか。

そうしましたら、議題の1に関しては、ご提案の方向で進めることに、ご賛同いただいたものと認めさせていただきます。

それでは続いて、事務局で議題の2番目、答申案についてご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

答申(案)について

○事務局より資料説明

(部会長)

ありがとうございます。そうしましたら答申案と、その参考資料について説明をいただきました。1回から3回までの部会の中で皆様からいただいた意見を反映している部分も多々ございます。ということで答申案についてご意見を頂戴できたらと思います。

(事務局)

部会長すみません、事務局です。

実は今日ご欠席の専門家の方、4名ご欠席ですけども、うち2名の方から欠席だけでもご意見いただいております。もし、よろしければ紹介させていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

(部会長)

わかりました。ご紹介いただいた後、本日参加の皆様からご指摘いただけたらと思います。

では、まず事務局の方で、欠席の方のご意見を教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。お2人からご意見いただいております。第1回部会専門家と第3回部会専門家からでございます。

まず、第1回部会専門家のご意見を読み上げさせていただきます。

居住安定確保計画について、ハードな整備と制度が進んでいきますが、平均寿命が延び、高齢者が長生きするということは、老々世帯、独居、認知症、孤独死、労働力の確保として外国人労働者の課題があります。住み慣れた地域でその人らしく最後まで暮らし続けることを目標にし、地域包括ケアシステムの構築が地域で進められています。ハード整備を行うと

きには地域のネットワークの構築の視点が必要と考えます。住まいを確保するだけでなく、子育て世代、これは母子・父子家庭を含む、それから障がい者、精神・身体を含む、外国人、LGBT全ての人々が地域の中で暮らしていける見守り、必要なときに支援できる体制が必要です。このことから福祉施策との両輪で定めていくべきではないかと考えます。介護保険制度の中に位置づけられている行政主導での地域ケア会議、ネットワーク会議等名称は様々ですが、地域の警察や消防、自治会代表、民生委員、医師会、訪問介護ステーション、高齢者施設、病院の地域連携室等々が集まって、地域の課題を検討しています。居住支援協議会の社会資源の一つとしてメンバーに入ることも意味があると考えます。

生きていくことには、様々な課題や摩擦が生じていきます。マッチングだけでなく、福祉的側面を持った居住支援法人や居住支援協議会の活動が大阪府内に拡散していくことを進めていただければと考えます。先進的な取り組みとして、岸和田市居住支援協議会等の活動を継続発展させるためには、金銭的な評価も求められると考えます。それとともに、社会的弱者・当事者に様々なサービスを提供するだけでなく、何かしらの負担役割を持っていただくことでお互い様も関係の中で進めていければと考えます。

公的住宅の建替えにも取り組まれているところですが、建物の数だけではなく、質も求められます。病気や事故で中途障がいになられる方もたくさんいます。環境を整備することで介護を受けずに過ごすことができます。能力を引き出せることに繋がり、私にできたという達成感を持つことが生きる力にも繋がっていきます。また、介護や自助具が必要な方には車いすや介護者が動きやすい空間の確保等を住宅に取り組んでいく時代に入っています。ユニバーサルデザインを導入し、住まわれる方が変わっても、個別の障がいに合わせたリカバリーの利く仕様の導入も現在の技術では可能になっているはずです。雨風しのげるという従来の感覚は捨て、質の高い公的住宅の提供が民間の賃貸住宅の質も上げていくようになればと期待します。1人目のご意見でございました。

続きまして、第3回部会専門家の意見をご紹介します。

ご苦勞様です。過日、府の方がガス抜きに来られた際にも話しましたが、住宅確保要配慮者への入居拒否＝入居差別をなくすためには、府民や関係者にその意思を明確に示す条例制定が効果的だと思うこと。ただ、一足飛びに条例化が難しいと思うので、現在の業界の指導基準を住宅セーフティネット法に合わせて見直すことは必須だと思います。今の基準は同法施行前のものだからです。具体的には差別してはならない対象者を合わせるということです。担当部局は、すでに今の基準が国のスキームを上回っているとか、他の自治体より先進的なのだと消極的ですが、比較の視点がずれていると思います。単純に今の法制度との府の基準の不整合性をなくすという視点も必要だし、また今回の答申案でも、最初の方に差別禁止対象者がバラバラに扱うことなく、総合的・包括的に位置づけていくことの重要性を述べていることとの整合性を図る必要もあるでしょう。今の指導基準は昔の古い時代のもので、府政は前進しているのだから、基準も日々進化・成長するのは当たり前のことだと思います。入居拒否を減らし対象者の居住安定を実現するためにはあれこれの施策に先立って

明確な意思の表明が戦略的にも大切だと思います。

以上、ご意見をご紹介させていただきました。ありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございます。お2人の意見をご紹介いただきましたが、最初のご意見は居住支援法人への期待、それから縦割りを排除してより住みやすい地域を作っていく方向性について、この答申に対する期待を述べていただきました。こうした視点は十分に答申案に盛り込んでいただいているとは思いますが、うまく取り入れられる部分があれば、いただいた趣旨を参考にして加筆できればと思いました。

それから2つ目の意見は前の審議会でもご指摘いただいた意見で、府としても入居差別を可能な限りなくす方向で動いてきているが、現状の法律の中で条例化しにくい現状があるわけですね。

(事務局)

はい。そうです。

(部会長)

ということなので、ここではその気持ち、趣旨は理解できるのですが、現状では書き込めることを抑えていただいていると思いますので、ひとまず参考意見としてここで共有できたらと思います。

それでは本日ご参加の皆様、ご意見いただけますでしょうか。

(専門家)

はい、ありがとうございます。

13 ページからの部分でサービス付き高齢者向け住宅についての問題・課題が、それに対してどうしていくかということが記載されていると思うのですが、その中で19ページの市町村意見を聞く機会が2回あると。新しくその補助の申請を受けられるところに聞くということが中心になると思うのですけれども、数の問題よりも質の問題として捉えていて質を上げていかないといけない。既存の中でも質にちょっと疑問符がつくって言うものが今もたくさんありますということですので、その観点からちょっと3つ意見を申し上げたいと思います。

サービス付き高齢者向け住宅というのは、住宅ですので施設ではございません。ですから施設と比較すると、施設というのは利用権契約であったり、ある一時金の初期償却ということであったり、解除要件というのが非常に強いという悪いところがあります。その中でサービス付きってというのはその反省から一時金というのとれませんし、利用者・入居される方の権利を強くしてあるということなのですが、実際施設のように運営されていたり、施設のよ

うな契約書だったりするところがたまにあります。自由とかプライバシーという基本的人権が守られない。例えば、玄関の鍵が閉まっているとか、鍵を渡されていないか、認知症になったら出て行かされるとか。そういうような基本的人権が守られていないというところがございますので、新規のところ以外にも既存のところにチェックが入ることが望ましいというのが1つ目です。

それから2つ目にここにも出ております過剰サービスというものが一番の問題なのですが、国土交通省の参考の21ページ。国土交通省の言葉で、いわゆる囲い込みということを使われているのですが、これはもう大阪府のせいではないのですけれども、ちょっとこの言葉の違いを少しきっちり説明していかないと、誤解がちょっと生じているってことが現状でして、囲い込みというのは選択の自由を説明しておらず、その併設事業所だけがサービスを提供しているということだと思います。一方、過剰サービスっていうのはアセスメントに基づかない上限いっぱいまで点数を取って、それを家賃補填に使っているという低価格なモデルということになりますので、囲い込みという言葉自体はもう悪いイメージを持っているのですけれども、説明を尽くした上で併設事業所を使うということは全然悪いことではございません。ただ、よくある介護度1の方が4割か5割ぐらいで生活できるのに上限の10割を通所介護などで週5回通ってもらっている。その見返りとしての家賃を下げているとか、そういうような運用をしているところがちょっと問題で、それを入り口でやっぱりチェックしていかないと賃貸部分は独立採算しないといけないと思います。ですからそういった形をチェックする意味で、過剰サービスという言葉を全面的に出して家賃を補填しているのは問題なので、それを入り口でどのような運営をめざしているのか、それから既存のところにももしチェックに入れるのであればそうふうなものも見た方がいいと思います。

それから3つ目。ページ数で言うと同じく19ページのところに医療介護サービスの連携とありますが、賃貸住宅ですが結局高齢の方が住まわれて障がいを持たれて介護が必要な方もいらっしゃるということになると看取りの問題であるとか、あるいは医療的な入院したときの判断・入院するかも含めた判断が治療方針をどうするか、それから亡くなった後の身柄をどうするのかというような問題がリアルに出てきます。そういった中でこれから例えば身寄りがいない方の入居なんかも考えられると思いますが、アドバンスケアプランニングという、いわゆる小藪さんがやられた人生会議です。そういったものをやっぱりきちんと適用して。ケアマネージャーの問題なるかもしれませんがその方の治療方針であるとか、人生の方向性っていうのを事前に聞き取っておく必要性が生活支援サービスとサービス提供事業者と連携する中で聞き取っておくことが必要だろうと思います。その中で、必要な介護は医療というものがちゃんと連携された上で提供されていること。この3つがやはり質を高めていく上で、あるいは質を管理する上で必要なことであろうと。ただ、利益のためだけにちっちゃい建物で安いものを作って満額を取って補填する。その中で基本的人権とかその方の最終目標であるとか、人生の最後をどうするのかっていうことを聞き取らないっていうことは言語道断ですので、こういったことをきちんとやっていただけたらいいかなと思

います。

それから最後に一つ付け足すというか、高齢者の住宅以外にも高齢者の住宅の世界でもあるのですが、この人たちはちょっといろいろな条件があって難しいから入居契約をしない理由をつけて判断するという考え方ではなくて、その人たちが入居するにはいかにどのような情報を取ったり、どのような連携をとればいいのかというような考え方に全体でしていくことが必要だと思います。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。最後の入居拒否の話まで含めると大きく3つですね。最初のお話は既存のサ高住もしっかりチェックしていく必要があること。2つ目は囲い込みという言葉が1人歩きしている部分があり、資料含めて使うときには丁寧な説明が必要というご指摘です。次に、アドバンスケアプランニングの話も、これからのサ高住かなり重要になってきます。この点は今の答申案でも大事というご指摘。

既存のサ高住のチェックは今までも行政としてやっているのでも、そこもぬかりなくという叱咤激励と思います。用語の問題に関しては確かに丁寧に使っていないと誤解を生んでしまうので、答申の中で該当箇所があれば、注を付けるなり、補足説明付けることが望ましい。3番目のアドバンスケアプランニングについては、答申案には全く書いていないのですが、コラム的なものでもよいと思うのですけれど、今後の課題として情報提供ができるといいですね。

こうした点についてご意見ございますでしょうか。

(事務局)

はい、事務局でございます。ご意見いただきありがとうございます。

1点目の既存の方についてはしっかり見ていくように。新規のところはこれからやっていくところだが、既存機能もしっかり見るチェック体制があればということで、今も現地で検査もやっておりますのでそういうのをしっかりやっていきたいと思っております。

2点目のいわゆる囲い込みという言葉。この表現は確かに私どもとしても非常によろしくないというか、不本意な言葉遣いだなというふうには認識しております。囲い込みというのは言っていたように選択の自由がない場合を示しているということで、大阪府では答申案の47ページになるのですけれども、47ページにサービス付き高齢者向け住宅の基準の追加ということで今までの現行計画でももうやっているのですが、国の基準に追加しています。この基準追加の四つ目になるのですが、その中で入居契約前の書面説明による状況把握、生活相談サービス以外の外部サービスの選択性の確保ということで、選択性の確保というのを大阪府のサ高住全てにおいて、これは書面交付で説明するというルールを設けておるところでございます。

3点目のACPの関係については確かに今ちょっとないので、今後の医療との連携・看取り

の関係、連携についてはまさに今国交省の方で運営情報の登録事項とか増えてくるという中で、これから情報が増えていくところではあるところですけども、先ほど部会長から言っていたように、今後コラム的な形か何かで情報提供することがあり得るのではないかと考えていただきましたので、何か情報提供を検討したいと考えております。

4点目の入居拒否の関係については大阪府としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。いるところとして、そのための今回の計画でもあると認識しております。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。そうしましたらACPについて専門家の方に情報提供を頂きながら加筆いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

このほか、答申案についてどこからでも結構ですので、皆様、どうぞご発言いただけたらと思います。

(専門家)

ありがとうございます。シングルマザー向けシェアハウスの面積基準を拝読しました。また、第2回部会でご指摘された市町村長の承認等の意見もきちんと反映されていた点については、ありがたいなと思ながら拝読しました。その他1点だけ指摘させてください。私は、全国のシングルマザー向けシェアハウスの事業者への情報提供の場として2019年にNPOを創設しています。今年度の4月1日以降、国交省から面積基準がシングルマザー向けシェアハウスに関して新たに公表されたことを受けて、全国の不動産業者の方から「うちもシングルマザー向けシェアハウスをやりたい」とNPOの方に連絡が来ています。しかしながら我々全国的な状況を見てみますと、多くのところがシングルマザーを入居させているんならトラブルで困っているという状況があります。立ち上げていただくのはよろしいのですが、やはり立ち上げる前に地元の行政なりNPOなり、シングルマザーの支援制度に関する知識をお持ちの方に適切な助言を受けたり、さらには連携体制を事前に持つておくということが事業者ひいてはシングルペアレントを守る非常に重要な指標になるのではないかと思います。その連携体制についても、文面の方で、少し言及していただく方がよろしいのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。これ確かに大事な話で、不動産を持ってらっしゃる方が取り組んでも、ソフトとの連携がうまくいかずトラブルが発生してかえって良くない結果になってしまうことを避けたいので、ソフトについて行政や専門家と連携することが、シングルペアレント向けのプロジェクトを進める上で重要という視点を追加するのはいかがでしょうか。

(事務局)

はい。事務局でございます。ご指摘いただきましてありがとうございます。まさにおっしゃっていただいた通りかと思っております。特に今回ひとり親向けのシェアハウス基準が国から示されたということで、事業者が動き出し始めているというご指摘だったかと思えます。この中に少し追記するような形で検討させていただけたらと思っております。また今回のひとり親世帯向けシェアハウスに限らず、全ての支援について専門家等との連携、行政の連携というのは重要と考えておまして、そのためのこの計画でもあると思えますし、この計画の一番大事なところ、今後の取り組んでいくところでそういった体制を作りというところを進めていきたいと考えております。ご指摘いただいた件につきましては、追記を検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(専門家)

はい、ありがとうございます。私もざっと見させていただいて、ちゃんと言ったことを反映してくださっていて「ありがとうございます」と思いながら案を読ませていただきました。先程おっしゃったことはまさにその通りなので、居住支援に関する支援団体に関する項目等、いろいろ項目がわかれている中で、それぞれ大事なことというのはしっかり書いてくださっています。例えばさっきのご指摘の件だったら、子育て世帯向けの項目のところ、ページ数で言いますと49ページ。(3)で「子育て世帯」というところで、大事なことを書いてくださっているのでここに追記をしていただくのと、「居住支援法人等の活動を支援するため、公的賃貸住宅ストックの貸し出しを柔軟に行うべきです。」としっかりと書いてくださっているので、この辺りに足すといいのかなというのを聞きながら思いました。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。具体的に方向性示していただいてありがとうございます。他いかがでしょうか。

(専門委員)

今ご指摘のあった居住支援法人のところ、居住支援体制を構築する居住支援法人に対してしっかり支援していくことが必要だと書いてある。とてもいいことだと思うのですが、一方で公営住宅の目的外使用だけではなくて、公営住宅に住んでいる方への居住支援という観点も必要ではないかと思えます。今回の計画が2つの計画を1つにし、民間賃貸住宅も公的賃貸住宅も同じ土俵の上で居住支援をしていく考え方だとすると、居住支援法人のよう

な、特に福祉系の団体が団地の中において、団地の中で自立が難しくなっているような人たちへの支援を行っていくような形も必要ではないかと思えます。住宅は公民別々だけでも支援は同じようにできるという体制が、将来的には望ましいのかなと思うので、このあたりの書き方も一歩進めることができると未来形としていいのかなと思いました。

(部会長)

ありがとうございます。

本答申案の背景にもかかわるご意見ですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。ご意見いただきましてありがとうございます。

まさにおっしゃっていただいたように、住宅は民間賃貸住宅、公的賃貸いろいろあるけれども支援は一体的にできるよということをおっしゃるようにより明示的に書けたらと思っております。検討させていただけたらと思えます。先ほど各市町村の中で公的も民賃もサ高住もそれ以外、セーフティネット住宅もいろんなものを含めてどうあるべきかと検討していく中で、当然支援体制はどこに住んでいるかではなくて、全ての人が受けられるようになっていくべきと考えておりますので、より積極的に書けるように検討させていただきます。ありがとうございます。

(部会長)

貴重なご意見ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(専門委員)

私の方は各論というよりは今回のいろいろな専門家の先生がたのお話をお伺いしていきながら、少し大事だと思っているところ。少し大きな話になるのですが、少し発言させていただければなと思っております。

特に子どもとかシングルペアレントの方とかへの支援はかなり機動的でなければいけないというところが非常に重要だと思っております。高齢者についても虐待であるとかいろんな事案のときに、いかに住まいを迅速に提供していくのかということが、非常に大きな行政の介入というところでは大事かなと思っております。そのときにやはり行政として何を整えておかなきゃいけないのかということを考えたときに、これはちょっと大きな話ですが健康で文化的な生活を営むための基準といいますか、ある1つのベースというものをしっかり明示して行って、全ての人が平等に最低限の生活は営める環境をいかに維持していくのかということが、まず1つ大事だと思っております。ただ、そういった環境が整備されたとしても様々な手続きの煩雑さによって、それを享受できないという場合がかなり多いということが、いろんな専門家の先生方からお話があったと思っております。そのときにルールを全て

公平に対応していくべきなのかと考えたときに、ある場合においてはこの方は本当に緊急だからこういうふうに対応しなきゃいけないとか、この方の状況を考えると少し拡大解釈して対応しなきゃいけないとか、もしくはこういう住宅の場合はとても大事だから、少しルール、例えば数値的な基準を若干下回っていても、これは今回認めるべきであるとか、その辺りの判断の部分にもう少し積極的に緩和と言ったらいいのかわかりませんが、全てルールが公平でなければいけないということに縛られているということがちょっと今逆に行政の判断を苦しめているのかなと感じております。そういう意味である一定レベルの水準を維持していきながらも、それを迅速にその環境にアクセスできるようなルール作りといいますか、手続きの簡略化みたいなものも大きな方向としてめざしていきみたいものが、大きな方針として書けないかなと思っておりまして、各論で具体的な問題をどうつぶしていくかということと併せて、こういう形で大阪府はめざしていきますということがもし書けるのであれば非常に望ましいなとちょっと考えていたところで、かなり広義の話で大変恐縮ですが、もし前段の部分のどっかにそういうことを触れていただければと思っております。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

大事な観点なのですが、どう書いていいか、すぐ思い付かないところではあるのですが、1つは公営住宅であれば随時入居もあると思います。

(事務局)

事務局でございます。ご意見いただきましてありがとうございます。

おっしゃるように今回本当にまず困っている人を救わなかったらいけないと。救うと言葉が正しいかわからないですけども困っている人にしっかり支援しなかったらいけないということで、行政がなかなか堅苦しいといいますか、厳しくてうまくいかないところなんかは居住支援法人であったり、居住支援協議会といった柔軟にスピーディーに機動的に動いていただける方々に協力していただきながら、連携しながら体制を組んでいろんな支援体制をしっかりとしていきたいということが今回の計画の肝の1つとは思っております。

先程言っていただきました、行政がルールに縛られないようにある程度柔軟にというのはなかなか書きにくいという気はするところですが、そういった行政のところとそうではなく民間で、目の前の方を支援していく。両方をうまく繋ぎ合わせることで対応していくということが、今回この計画の中でしっかり書き込めたらと思っておりますので、そういった趣旨で居住支援法人の活動の支援というところについて、「そういった包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人の活動を様々な面から支援する」ということを書かせていただいたところでございます。行政が少し緩くということは書きにくいというのが今の状況でございます。引き続き、こういったのは書いてみたらどうかという

ことをご指摘いただけたらありがたいと思います。ご意見いただけたらと思います。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(専門委員)

はい。今後の課題という形で、私も考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

(部会長)

それでは今日ご出席いただいている、まだご発言いただけていない専門家の方々。ぜひ、どの部分でも結構ですので、お気づきのことでも感想でも結構ですので、ご発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(専門家)

そしたら私は居住支援法人の立場、あとは協議会の立場で出ておりますので、そのあたりの部分で 43 ページの辺りからですけれども、居住支援法人にしても協議会の活動にしても、やはり市町村との協力連携というのは非常に大切になってくるのですけれども、よく我々のところに活動がうまくいかないということで他市からご相談を受けるときに、やっぱり市町村の理解が低いとか、高齢部門は聞いてくれるけどそうじゃない部門は聞いてくれないみたいなお話をよく聞きますので、できれば大阪府の方からこういった計画の中で、市町村への働きかけっていうところも、もう少し強めに書いていただけるといいかなと思いました。感想ですけど以上です。

(部会長)

ありがとうございます。事務局としてただいまのご意見に対して何かございますでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。事務局でございます。

まさにおっしゃっていただいたようなお声も大阪府もいただくところでして、その辺を少し意識して 44 ページの⑤居住支援協議会の欄の 4 行目「顔の見える範囲で居住支援協議会を設置されることが望ましく」の後ですけれども、大阪府に対して「大阪府は市町村単位や区役所単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援していくべきです」と。ここは特に大阪府はということで書かせていただいた部分でございます。おっしゃっていただいたように

市町村の中でもそれぞれの部局ごとにちょっと反応が違うというのも聞いておりますので、私ども大阪府の中でも、大阪府の住宅部局と福祉部局あるいは関係部局としっかり連携しながら、市町村の関係部局にご理解いただくようにいろんな場で住宅セーフティネット制度、居住支援ということをしつかり周知していきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。それではどうでしょう。何かございますでしょうか。

(専門家)

今回、高齢の方々の居住支援が主であったのですが、障がいの立場ですとやはり行政における縦割りのところでの障がい、高齢という制度の橋をわたりながらの居住支援であったりする。あるいは、障がい支援の範囲の中で、利用者が人生の最後を迎えた時、障がい分野においては明確に位置付けられていない看取りの支援を経験することもあります。そういう時、安心して暮らしを終えるための支援をどのようにしていくのかを考えると、障がい者の高齢期における支援の難しさを感じる 경우가多くあり、より柔軟な支援の連携がとれればと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

障がい者と高齢者を分けてとらえるよりは、より包括的な居住支援の方向性に舵を切る必要性についてのご指摘と思いました。それでは他の方のご意見はいかがでしょう。

(専門家)

答申は大変よく書かれていて、特に何も注文はないのですけれども、これまで皆さんのお話を伺っていてふと思ったのは、これは書けという話では全然ないのですけれども。技能実習生が本来住民登録をしていないところなどに集住して、たくさん住んでいるという問題の背景に、何があるのかなと考えたときに、やっぱり非常に厳しい労働条件であったり、半ば違法な状態で働かされていた人たちが、脱走であるとか失踪して行方をくらましたような形で、次のところで非合法であるかもしれませんが、仕事を見つけて誰かと一緒に暮らすという状況があって、それは居住の問題だけではなくて、やっぱり広く労働条件の問題ですとか、もし何かあったときに緊急にいつでも彼らが入居できるような、さっき雨露をしのぐという表現をされたところがありましたけれど、そういう居場所が必要だったりするということもあって、我々も心を新たにいろんなことに取り組んでいかなきゃいけないというのを、ふと思った次第であります。感想ですけど、すみません。以上です。

(部会長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(専門家)

私もこう書き直せとかこの部分を加えてとかそういったことでは全くなくて、感想を述べさせていただければと思います。2点ございます。

非常に今回よくまとめてくださってありがとうございました。今回の議論の範囲を超えているかもしれませんが、今後こういったことを踏まえて発展的にご議論いただければという観点から、2点申し上げます。先ほどお話があったかと思いますが、やはり外国人の居住を取り巻く環境というか居住を取り巻くいろいろな要素があって、それが居住に結びついてくるという、そういうことがございます。ので、以前の会議で私も発言しましたが、入居者と居住者の乖離もやはり出てきますので、先ほど事前のご意見をいただいたものをご紹介いただく中で、「マッチングだけでなく」というフレーズがあったかと思いますが、あと「チェックの面」でのご意見、これは介護サービスの文脈で使われておられたのですが、その「チェックの面」であったりとか見回りといった供給以外での仕組み作り、体制作りがやはり今後も必要になってくるかなというのが1点ございます。その入居者と居住者との乖離を防ぐというところは、ひいては「防災」というところにも関係してくるのかなと思っています。

2点目ですけれども、先ほどおっしゃったように、今回属性ごとに非常に綺麗にまとめてくださって、それぞれの対応等々をまとめてくださっているのですが、例えば介護の話と外国人はたぶん今後絡んできますし、あるいはシングルマザーと外国人というケースも関係してくる。シングルマザーの外国人やその子どもということも考えていかなければならない。あるいは、LGBTと外国人というような形でもこれからいろいろと課題が出てくるのかもしれない。

そういった形をふまえると、「それぞれの属性ごとの支援施策というものが完結」してしまうのではなくて、オプションとってはすごく変な言い方ですけども、主体となる人がいてそれにいろいろな要素が付加されていくという形をみすえた体制作りというのが必要かなとは思いました。長くなりましたが以上です。

(部会長)

すごく大事な視点ありがとうございました。

この答申案には属性別に記載しているけれども、必ずしも別々の問題ではなく、複合的な課題として現れることについて記載する必要がありますね。

まだ、ご発言いただけてない方がいらっしゃるかもしれませんのでご意見いただけたらと思います。

(専門家)

先だって、委員の方お出しいただきまして、これまでの流れであったり内容をあまりしっかりと把握せず、いろいろ勉強をさせていただいておるところです。私ども障がいがある方の当事者の団体でありまして、今から申し上げることも前回の会議の中で申し上げておけばと思いながら今振り返っております。

障がいのある方の車いすの方の住居であったり、またグループホームとしての活用ということで取り上げていただいているところで、障がいのある方のグループホームというところは1点、これまで入所支援施設で寝泊まりに24時間365日そういった施設に長年お住まいの方、ないしは精神障がいの方は社会的入院で病院に長年。こういった方々が、地域で生活をするための一つの重要な仕組みでありまして、そういう方々にとっては住宅確保の配慮が必要な方々ということで、平成元年の制度施行以来、大阪でもかなり力を入れて公営住宅の提供もしてきていただいているところですが、先ほど来からお話がありますように、車いすの方はハードの整備という非常にわかりやすいのですが、知的・精神また発達障がいの方々については、一見ハードの整備がいらぬように思えるのですが、例えば大きな声を出されるとか、またどンドン飛び跳ねられるとか、そういった意味ではハードの整えということも一定求められてくる。我々関わっている障がいのある方、なかなか公営住宅・集合住宅といったハードの環境では生活しにくい方が非常に多い。とりわけ重度の方になると、というようところもあって、それは法人・民間の努力のもとでそういったハードの設定のある住宅を確保するというようなことになっています。障がいのある方のグループホームも一定をやって伸びてきたということで、そろそろ多様な障がいの対応に応じたハードの整備というのをもさらに一歩進んだということをお考えいただければということと、それから障がいのある方の差別解消条例というのが、実はこの4月に改正されまして、民間の事業者にも合理的配慮の義務ということが求められるということになっています。その中でどうしても民間の居住施設・住居、この確保しながら地域生活を上げていくということをせざるを得ませんので、民間の事業者へのその障がい特性から合理的な配慮というこのあたりをセットものとして、広報であったりPRをしていく必要があるというふうに考えています。今や遅きというようなことも思いながら言ってみました。以上であります。

(部会長)

ありがとうございます。

非常に重要な意見をいただいたと思います。1つ目は障がいのグループホームと言っても、今までの車いす対応の障がい者の見方から、精神の障がいまで考えるとまだまだやっぴかないといけないことがあるという話と、それから合理的配慮。その部分、私もあまり詳しくはないのですが、時代の要請として賃貸住宅でも合理的配慮が求められるような時代になっている事実は非常に重要なご指摘ですから、事務局の方も時間がない中で大変かもしれないですけど、専門家の知恵を拝借しながら、どういうふうにその部分を盛り込

めるのか協力いただきながら答申案の中に盛り込める点があればと思います。
事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。事務局でございます。

1点目、公営住宅の中での車いすあるいは障がいのある方のグループホーム等の多様な住宅というのを今後進めていく必要があるではないかということをご指摘いただきました。府営住宅でいうと、例えば車いすですと、その車いすの方もそれぞれ高さが違ったりするので、その人向けに住宅内を整備するってことをやっていたりします。また、グループホームに関してもおっしゃっていただいたようにちょっと大きな声を出されるとか、あるいは飛び跳ねるとかということがあったりするので、例えば住宅の一番角のところだと、例えば階段室の横で上の階にどなたもいらっしゃらないとかだと、割と隣家の音の響きが少ないところとか、そういったところで住宅を使っていただくというようなことをやったりしているところでございます。グループホームとか車いすに関してはそれぞれの提供するにあたって支援される方々、団体とどの住宅のどの住居の部分を借りていただくかということをご相談しながら、お貸ししているというような状況でございます。

もう1点あります。障がい者差別解消法の関係で合理的配慮に関しましては、大阪府においても障がい者差別解消法の合理的配慮を出しています。大阪府の中で差別解消条例を策定しておりまして、その中で事業者への周知等もちろんやっていきますし、その中で住宅に関することにも取り組んでいくとなっておりますので、そういった取り組みと連携しながらこの居住支援をしっかりとやっていきたいと考えております。この答申の中にどういう形で表現を盛り込めるかはまた検討させていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。貴重な意見だったと思います。

それではどうでしょう。全体通じて何かお気づきの点があれば、この場で共有したいと思います。お願いします。

(専門家)

年度末で支援が途切れてじゃあ次行ってくださいということもそもそも無理な話なので、継続性を持った視点とか、この答申案の中ではちゃんと子育てのところまで18歳を超えた若者と一言入れてくださったのは「さすが大阪府」と思ってすごく嬉しかったです。年齢とか縦割りで人を割って住居を定めることはできないというのはいつも思っていることで、そういうことがしっかりと盛り込まれていたのはありがたかったので、ぜひ他の方がご指摘くださったような大きな方向性として、当年度末とか縦割りでもなく年齢とかでも区切ら

ず全ての方が安心安全に暮らせていけるようにという大きなビジョンを掲げていただけると大変嬉しいなと思いつながら聞いておりました。

(部会長)

本当に重要なご意見で答申案への、叱咤激励ありがとうございました。他いかがでしょうか。全体を通じて何かご意見ございますでしょうか。大丈夫ですかね。

本当に長時間貴重なご意見をいただいて、素晴らしいメンバーに参加いただいたことを改めて実感した次第です。本日いただいた意見は、答申の大枠には影響なく、若干の補足修正していくような意見はございましたが、概ねの方向性については共有いただけたと思います。答申の枠組みについては、皆様のご賛同をいただいたと思いますので、今後の答申案の具体化については本日いただいた意見を踏まえて、部会長の私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたらご異議がないようですので、本日いただいたご意見を踏まえて事務局と部会長で相談しながら、最終答申として取りまとめさせていただきたいと思います。皆様には第1回部会から第4回、本日まで貴重なご意見、本当にどうもありがとうございました。ちょうど予定の時間だと思しますので、本日の議事はこれで終了して進行の方を事務局に戻したいと思つます。

3. 閉会